

島根県原子力防災ネットワークシステム専用回線
及びデータセンター調達仕様書

令和7年8月

島根県

1 目的

島根原子力発電所の緊急時において、島根県庁と島根県原子力防災センター、島根県原子力環境センター、島根県医療政策課（島根県庁第二分庁舎）、島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）、島根県警察本部、松江市原子力安全対策課、松江市鹿島支所、松江市島根支所、松江市消防本部、出雲市役所、安来市役所、雲南市役所及び広島県庁との各拠点間の通信を確保するために、構築している島根県原子力防災ネットワークシステムのための専用回線を整備する。

2 通信の種類等

以下の仕様の回線を5に示した場所に開設すること。なお、回線は島根県原子力防災ネットワークシステム装置の回線終端装置（ONU）まで敷設すること。また、別途島根県原子力防災ネットワークシステム機器仕様書等に示す機器と接続、利用が可能なこと。

（1）回線種別 光ファイバーケーブルによるイーサネット方式

（2）ユーザー側インターフェースの規格

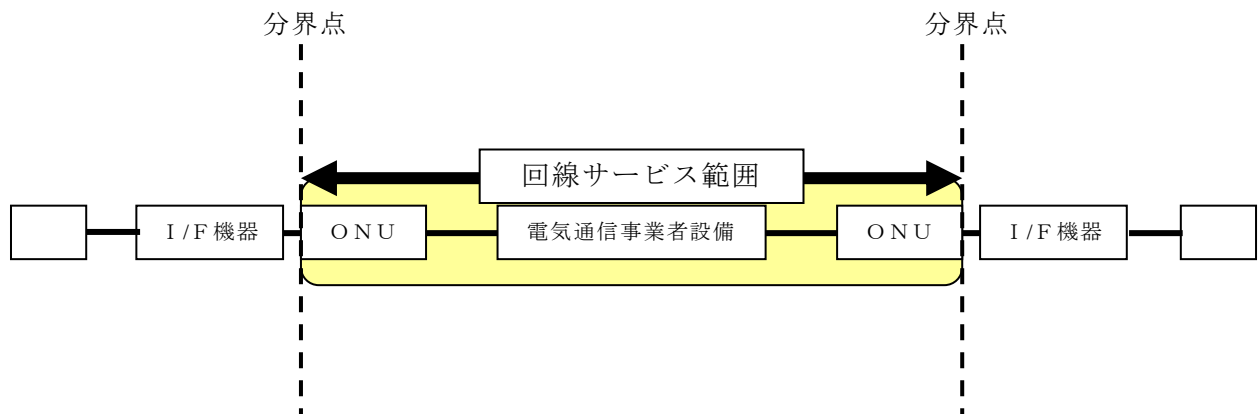
回線終端装置のユーザー側インターフェースは 10BASE-T 及び 100BASE-TX に準拠し、コネクタ形状は RJ-45 とする。

（3）責任分界点

回線終端装置のユーザー側インターフェースを分界点とする。

（4）設置場所

回線終端装置（ONU）は、別途島根県が整備する無停電電源装置から電源供給を受けるため、島根県が指定する場所に設置すること。



3 開通年月日

令和8年3月31日

ただし、端末装置の設置作業に必要なため、回線敷設については令和8年3月19日までに終了させること。

4 ネットワークサービスの調達

専用回線を構成する回線サービスの貸借及びこれらと一体的に運用、保守するサービスを5年間調達する。

サービス利用の開始は令和8年4月1日とし、終期は令和13年3月31日とする。

5 回線開設場所

- (1) 島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）
松江市内中原5番地
- (2) 島根県庁本庁舎（無線室）
松江市殿町1番地
- (3) データセンター
（8の要件を満たす場所）
- (4) 島根県庁第二分庁舎（医療政策課）
松江市殿町2番地
- (5) 島根県原子力環境センター
松江市西浜佐陀町582番地1
- (6) 島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター）
出雲市大津町1139番地
- (7) 島根県警察本部
松江市殿町8番地1
- (8) 松江市原子力安全対策課
松江市末次町86番地
- (9) 松江市鹿島支所
松江市鹿島町佐陀本郷640番地1
- (10) 松江市島根支所
松江市島根町加賀1414
- (11) 松江市消防本部
松江市学園南1丁目17番地3
- (12) 出雲市役所
出雲市今市町70番地
- (13) 安来市役所
安来市安来町878番地2
- (14) 雲南市役所
雲南市木次町里方521番地1
- (15) 広島県庁北館
広島県広島市中区基町10-52

6 回線帯域

各回線の帯域については、以下のとおりとする。

- (1) 島根県原子力防災センター（オフサイトセンター） : 30Mb/s 以上
- (2) 島根県庁本庁舎 : 10Mb/s 以上
- (3) データセンター : 10Mb/s 以上
- (4) 島根県庁第二分庁舎（医療政策課） : 1 Mb/s 以上
- (5) 島根原子力環境センター : 10Mb/s 以上
- (6) 島根県出雲合同庁舎（代替オフサイトセンター） : 5 Mb/s 以上
- (7) 島根県警察本部 : 0.5Mb/s 以上

(8) 松江市原子力安全対策課	: 10Mb/s 以上
(9) 松江市鹿島支所	: 2 Mb/s 以上
(10) 松江市島根支所	: 2 Mb/s 以上
(11) 松江市消防本部	: 2 Mb/s 以上
(12) 出雲市役所	: 3 Mb/s 以上
(13) 安来市役所	: 3 Mb/s 以上
(14) 雲南市役所	: 3 Mb/s 以上
(15) 広島県庁	: 10Mb/s 以上

7 回線サービスの必要要件等

(1) 以下の機能及びサービスを有すること。

- ①帯域については、帯域保証型又は帯域確保型であること。
- ②回線を 24 時間 365 日監視し、異常を発見した場合には、修復依頼が無くとも迅速に復旧作業に当たること。
- ③SLA (Service Level Agreement) が提供されること。

(2) 各種割引

長期割引については、5 年間の期間とする。

(3) その他

- ①網内の通信回線は、他の利用者から完全に分離された閉域ネットワークであること（インターネットを経由する VPN ではないこと）。
- ②レイヤ 3 以上のプロトコルに依存しないレイヤ 2 によるネットワークであること。

(4) 回線サービスにおける運用サービス要件

ネットワークは非常に高い信頼性が求められている。高い信頼性を維持するために、運用サービスにおける要件については、下記を全て満たすこと。

(4) - 1 信頼性

運用サービス レベル項目		内容	設定値
信 頼 性	サービス提供 時間	安定したネットワークサービスの提供時間 (回線の監視)	24時間365日
	稼働率(月間稼 働率)又は故障 回復時間	利用するネットワークサービス網全体の稼働率 (利用可能な時間の割合)又は故障回復に要する 時間	99.9%以上又は 故障回復30分以内
	伝送遅延 (月間平均値)	中継区間の1ヶ月の平均遅延時間(イーサネッ トフレームの往復に要する時間)	県内10ミリ秒以下 県間30ミリ秒以下

(4) - 2 障害対応

運用サービス レベル項目		内容	設定値
障害 対応	障害保守サービス時間	障害受付時間及び受付体制	24時間365日
	障害対応	障害発生時の復旧対応の時間帯（直ちに駆けつけ可能な場所に待機し一次切り分け及び復旧対応を実施）	24時間365日
	報告書 （運用管理 情報）	利用するネットワークサービスの報告 ○利用するネットワーク回線毎のトラヒック報告書 （回線使用状況（送受信の最大値・平均値・現在値）、アラーム状況を日単位で表示すること）	定期又は随時要望の都度

8 データセンターの必要要件等

別途調達する IP 交換機等の設置や保管に当たって使用するラック（データセンター内の設置スペース、電源、空調を含む）を、以下のとおり提供すること。

(1) 施設要件

- ①電源は2系統受電等により供給信頼度が高いこと。
- ②島根県原子力発電所から直線距離で 30km 以上離れており、島根県庁から陸路（鉄道、車等）で4時間以内の距離であること。
- ③交通の利便性がよいこと（新幹線の全列車停車駅及び空港から車で1時間以内の距離であること。）。
- ④地震、火災、水害、振動等の環境上の脅威及び危険を可能な限り排除した建物、部屋、設備であること。
- ⑤地震対策として耐震構造または免振構造等をとることにより、立地場所で想定される最大震度の地震に対しても、データセンターとしての機能（ラックの健全性、電源供給、外部ネットワークとの接続ライン等）が損なわれないこと。
- ⑥建築基準法に規定する耐火建築物であること。
- ⑦自動火災報知設備及び不活性ガス消化設備を設けていること。
- ⑧施錠及び 24 時間 365 日常時入退室管理が行われ、物理的なセキュリティが確保されていること。

(2) ラック要件

施錠可能な EIA 規格に準拠した 19 インチラック（14U 以上）を確保すること。

- ① 1 ラックあたりの電源容量は、20A/100V 以上とすること。
- ② 1 ラックあたりの最大積載重量は 500kg とすること。
- ③空調設備によりラック内を以下の環境に保つこと。
温度 : 10℃～+35℃
相対湿度 : 20%～80%RH（ただし、結露しないこと）

(3) 電源要件

- ①電源の多重化・多様化により、24 時間 365 日無瞬停・無停止の安定供給を保証すること。
- ②データセンターにおける電源設備の法定点検においても、電源供給の停止がないこと。
- ③受電の停止後 48 時間以上の電力の供給が可能なこと。

(4) 運用管理要件

- ①連絡窓口が一元化されていること。
 - ②発注者または発注者が許可したものが、24 時間 365 日の間データセンターに入って賃借するラックにアクセスできること。
- また、利用者の自身の生態認証によって、入退室を制御されていること。

9 特記仕様

- (1) 回線設置等の際は、庁舎管理者と充分連絡を取り合い、安全管理には特に注意すること。
- (2) 回線設置等に要する機材、消耗品等は受託者負担とするが、天災等の不可抗力、委託者の故意又は過失による設置の損傷については、委託者の負担とする。
- (3) 環境保全に配慮し、車両のアイドリングストップ、報告書作成時の再生紙利用などを心掛けること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者が双方協議してこれを決定するものとし、受託者の一方的な解釈によってはない。